

総務委員会委員長報告

総務委員会における審査の経過並びに結果について、ご報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、甲第140号議案新アリーナ建設の賛否を問う住民投票条例の制定についてであります。

これらの審査に当たりましては、当局の説明を聴取し、慎重に審査いたしました結果、賛成少数で否決すべきものと決定いたしました。

それでは、審査の過程で特に議論となりました点について、ご報告申し上げます。

委員から、直接請求制度の制度設計及び法解釈について質疑があり、当局から、普通地方公共団体の運営は、基本的には住民多数の意思を反映して選任された者による間接民主制であり、直接請求制度は間接民主主義の欠陥を補強するものであるとの答弁がありました。

これを受け委員から、間接民主主義の欠陥を補強する状況にあるかどうか質疑があり、当局から、議会において様々な意見を持っている多くの議員の方が質問等を行い、取り入れられる

ものは取り入れ、十分な議論を重ねてきた事実から、少なくとも欠陥を補強するような状況にはなく、具体的に想定される欠陥というものはないとの答弁がありました。

また、委員から、この住民投票に関する活動は政治活動になるのかとの質疑があり、当局から当該活動を行う団体は、公職選挙法上、政党その他の政治活動を行う団体になると考えており、岡山県議会議員選挙、岡山市議会議員選挙と同時に住民投票が行われた場合は、その期間中は住民投票に関する活動は政治活動として、制限されるとの答弁がありました。

答弁を踏まえ、委員から、本条例案は、最低投票率などの成立要件に関する規定がなく、市民の圧倒的多数が静観を選択した場合であっても、わずかな差で確定した結果が、そのまま岡山市の民意として法的に成立すること、対象が単に新アリーナの賛否だけであり、建設場所や規模、総事業費、財源、整備手法などが何ら特定されていないこと、住民投票に関する活動が政治活動になるため、来年4月に予定されている統一地方選挙に合わせて住民投票を実施する場合、当該活動が制限されること等の反対意見がありました。

また、別の委員から、署名が目標の1.8倍集まっており、市民の関心が非常に高い。市民の意見に対して真摯に向き合ってもらいたいとの、賛成意見がありました。

また、別の委員から、本条例案が掲げる市民の意思を明らかにするという目的と、その制度設計との関係について、なお慎重な検討が必要である。多様な市民の意思を適切に反映する制度となっているかという点について、なお課題が残されている。住民投票の実施時期および実施方法について、その合理性について十分な説明がなされているとはいいがたいという反対意見がありました。

また、別の委員から、市民が起こした法定数を満たした署名、これに対する議会としての今後の対応の仕方、姿勢の示し方、そういうところが問われてくるものではないかとの賛成意見がありました。

また、別の委員から、憲法及び地方自治法は、議会に対し多様な地域事情や民意を熟議によって調整し、時間をかけて議論を積み重ねながら、責任ある判断をすることを求めているが、本市議会はその責務を果たすべくアリーナ整備について幾度となく議論を重ね関連予算や議案について意思決定を行ってきた。直接請求があったから自動的に住民投票を実施するのではなく、住民から負託を受けた議会がその必要性や妥当性を審議し、最終的な結論を導くことこそが、二元代表制の趣旨に合致するとの反対意見がありました。

以上で、総務委員会の報告を終わります。